

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!



週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月6日発行

Vol.253

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・申年のみの祭礼
日吉神社のお浜下り大祭 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 10
- 双葉町 ----- 13
- 川内村 ----- 14

●三条市News

- ・川内村長選挙不在者投票 ----- 15
- ・高齢者の肺炎球菌感染症
予防接種について ----- 16

●交流ルームひばり通信

- ・一時帰宅支援バスについて ---- 17
- ・4月の「ひばり」 ----- 18

富岡町の桜

～桜通り～ (4月5日撮影)

富岡町HPから

4/2 (土)

申年のみの祭礼 日吉神社のお浜下り大祭

12年に1度の祭礼「日吉神社お浜下り（おはまおり）大祭」が鹿島区で行われました。地域住民が鹿島区江垂（えたり）にある日吉神社のみこしを同区烏崎の海岸まで移し、潮水でご神体を清めて地域の繁栄などを願いました。

祭礼には、真野地区の住民ら約200人が参加し、宝財踊りや神楽、獅子踊などの民俗芸能を境内や浜辺で奉納しました。祭礼と奉納される民俗芸能は、福島県指定重要無形文化財および国選択無形民俗文化財に指定されています。

この日は、時折雨が降る肌寒い天気でしたが、多くの住民や観光客が訪れ、厳かな神事と華やかな民俗芸能に見入っていました。



夜が明け切らぬ午前5時に祭礼が始まりました



芸能を奉納するため社に入る子どもたち



境内での江垂神楽の奉納



順列を整えみこしが出発



みこしが浜祭場に到着しました



潮水をくみ上げたおけを抱える烏崎行政区長



浜祭場で宝財踊りを奉納する子どもたち



浜祭場での獅子踊りの奉納



烏崎子ども手踊りの奉納



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成28年3月31日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,174	群馬県	144	大阪府	20	広島県	6	奈良県	1
宮城県	1,487	北海道	65	京都府	16	熊本県	6	島根県	1
東京都	564	長野県	63	青森県	15	富山県	5	和歌山県	-
新潟県	562	山梨県	62	沖縄県	15	大分県	5	鳥取県	-
山形県	561	秋田県	47	福井県	14	三重県	4	徳島県	-
茨城県	537	岩手県	47	岐阜県	10	宮崎県	4	高知県	-
埼玉県	488	静岡県	37	滋賀県	9	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	391	石川県	29	岡山県	8	愛媛県	3	海外	10
神奈川県	311	愛知県	27	福岡県	8	佐賀県	3	合計	10,102
千葉県	307	兵庫県	23	長崎県	8	山口県	2		(3/24 10,156)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,061	喜多方市	38	棚倉町	14	泉崎村	4
相馬市	1,041	本宮市	34	西会津町	13	広野町	4
いわき市	592	会津坂下町	23	田村市	12	小野町	2
郡山市	475	鏡石町	19	磐梯町	9	天栄村	2
会津若松市	194	西郷村	19	会津美里町	8	鮫川村	2
新地町	189	三春町	17	金山町	7	浅川町	2
二本松市	105	川俣町	16	矢祭町	6	国見町	1
伊達市	93	桑折町	15	古殿町	5	檜葉町	1
須賀川市	89	南会津町	14	北塩原村	5	合計	4,174
白河市	54	猪苗代町	14	矢吹町	5		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,613人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,552人
	市内の仮設住宅	3,642人
	市内転居	5,437人
計		47,244人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	10,102人
	(うち福島県外)	(5,928人)
	計	10,102人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	4,650人
	転出	9,552人
	所在不明	13人
	計	14,215人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成28年 3月31日現在の 居住者数
小高区	12,842人	35人
鹿島区	11,603人	13,246人
原町区	47,116人	42,168人
計	71,561人	55,414人

(他市町村からの避難者 2,318人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

災害公営住宅の入居者を募集します

4月1日HP更新

南相馬市民を対象に東日本大震災で家屋が半壊以上の判定を受けた方、原子力災害により避難指示を受けている方を対象として、災害公営住宅の空き住戸への入居者を募集いたします。
 なお、仮申込者多数の場合は、被災された方を優先いたしますので、あらかじめご了承ください。
 詳細につきましては、下記及び募集案内をご覧ください、ご了承のうえ申し込みください。

申込資格（入居基準）

◇次のイ～ハのいずれかに該当する南相馬市民の方のみ仮申し込みできます。

- イ. 東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流失の世帯
- ロ. 東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊で解体した、または解体することが確実である世帯
- ハ. 原子力災害により避難指示を受けている世帯（現在、避難指示が出ている区域にある住宅に平成23年3月11日において居住していた方が対象）

※ ただし、市税および過去に公営住宅に入居されていた場合の家賃に滞納がある方、または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する方いる世帯は仮申し込みできません。

※ 小高区の団地は、申込資格イまたはロを満たす方、申込資格ハを満たす方のうち住宅を解体した方または解体予定の方が対象となります。

募集住宅

地区	住宅名 【所在地】	住宅形態	間取り	募集 戸数	申込 番号
小高区	小高上町 【上町1丁目】	木造平屋建（集合住宅）	2DK	2戸	(1)
		木造2階建（集合住宅）	3DK	8戸	(2)
	小高東町 【東町2丁目】	木造平屋建（戸建住宅）	2DK	2戸	(3)
		木造2階建（戸建住宅）	3DK	1戸	(4)
	万ヶ迫 【岡田字万ヶ迫】	木造2階建（集合住宅）	3DK	2戸	(5)
原町区	栄町 【栄町3丁目】	S造3階建（集合住宅）	2DK	1戸	(6)
			3DK	3戸	(7)

※原町区栄町団地の入居日は、平成28年5月1日です。

※小高区の団地は、避難指示解除後の入居となりますが、準備宿泊が可能です。

※集合住宅でのペットの飼育は固く禁止していますので、あらかじめご了承ください。

申込期限

4月14日(木)

次ページへ続きます 

申込必要書類

申込書は受付場所で配布しています。また、ホームページからダウンロードできます。なお、申込資格によって申込書の様式と必要添付書類が異なりますのでご注意ください。

(1) 申込資格イまたはロを満たす世帯

- 申込書……南相馬市災害公営住宅入居仮申込書
- 必要添付書類
 - ・申込資格イを満たす世帯……り災証明書
 - ・申込資格ロを満たす世帯……(1)り災証明書
(2)家屋解体証明書または解体申出書の写し

(2) 申込資格ハを満たす世帯のうち、原町区の団地を申し込む世帯

- 申込書……南相馬市災害公営住宅入居仮申込書

※ 添付資料は必要ありませんが、受付業務の参考とするため、申込書の「申込理由欄」に、必ず避難される前の自宅の現在の状態や、入居を希望する理由について詳しくご記入ください。

(3) 申込資格ハを満たす世帯のうち、小高区の団地を申し込む世帯

- 申込書……南相馬市災害公営住宅入居仮申込書
- 必要添付書類……家屋解体証明書または解体申出書の写し

申込受付場所

申込書および必要添付書類は、申込受付場所に持参または郵送してください。

(1) 申込書を持参する場合

申込期間中の午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く)に、以下の申込受付場所に申込書などをご持参の上お申し込みください。

- ・南相馬市役所……建設部 建築住宅課
- ・鹿島区役所……産業建設課
- ・小高区役所……産業建設課

(2) 申込書を郵送する場合

【郵送先】

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 建設部 建築住宅課 市営住宅係

※4月14日(木)必着

入居者の決定方法

申込者数が募集戸数を上回った場合は、公開抽選会により入居者(本申込対象者)を決定します。なお、「り災」世帯(申込資格イまたはロを満たす世帯)優先での抽選となります。また、本申込対象者となった方には、入居要件に適合しているかを確認するための資格審査を受けていただき、審査合格後に入居手続き(敷金の納入、連帯保証人の届出など)をご案内します。

※ その他申し込みに関する詳細につきましては、募集要項をご覧ください。

問い合わせ

建設部 建築住宅課

TEL 0244-24-5253

義援金（国・県）の第二次5回目追加支給

3月15日HP更新

4月下旬に義援金(国・県)の第二次5回目追加支給を行います。

対象

平成23年3月11日時点で南相馬市に居住しており、これまで義援金の支給を受けていた方

支給額（1人当たり）

対象区分	国	県	合計
住家全壊	6,400円	1,800円	8,200円
住家半壊	5,400円	1,300円	6,700円
旧警戒区域	6,400円	1,800円	8,200円
旧計画的避難区域	6,400円	1,800円	8,200円
旧特定避難勧奨地点	6,400円	1,800円	8,200円
旧緊急時避難準備区域	4,700円	1,300円	6,000円
上記以外の区域	4,400円	900円	5,300円

※ 対象区分が重複した場合は、支給金額の高い区分を優先します。

支給日

4月28日(木)

※ 当日中に入金されますが、入金時間は金融機関によって異なります。

支給方法

口座振込

※ これまでと同じく、平成23年3月11日時点の世帯ごとに、代表者の口座へ人数分を振り込みます。

※ 口座の変更申請がなければ、平成26年10月3日以降に支給した口座と同じ口座へ振り込みます。

問い合わせ

健康福祉部社会福祉課
鹿島区市民福祉課
小高区市民福祉課

TEL 0244-24-5243

TEL 0244-46-2114

TEL 0244-44-6413

居住再開支援住宅清掃事業について

4月1日HP更新

原発事故に伴う避難により長期間にわたり管理ができず、汚損などの被害を受けた旧警戒区域または旧計画的避難区域の住宅(※1)の清掃(※2)に要する経費に対し、18万円を上限として補助金を交付します。

※1 住宅とは、台所、便所、浴室および居室で構成されるものをいいます。

※2 住宅または設備の改修、修繕、補修は対象となりません。

対象

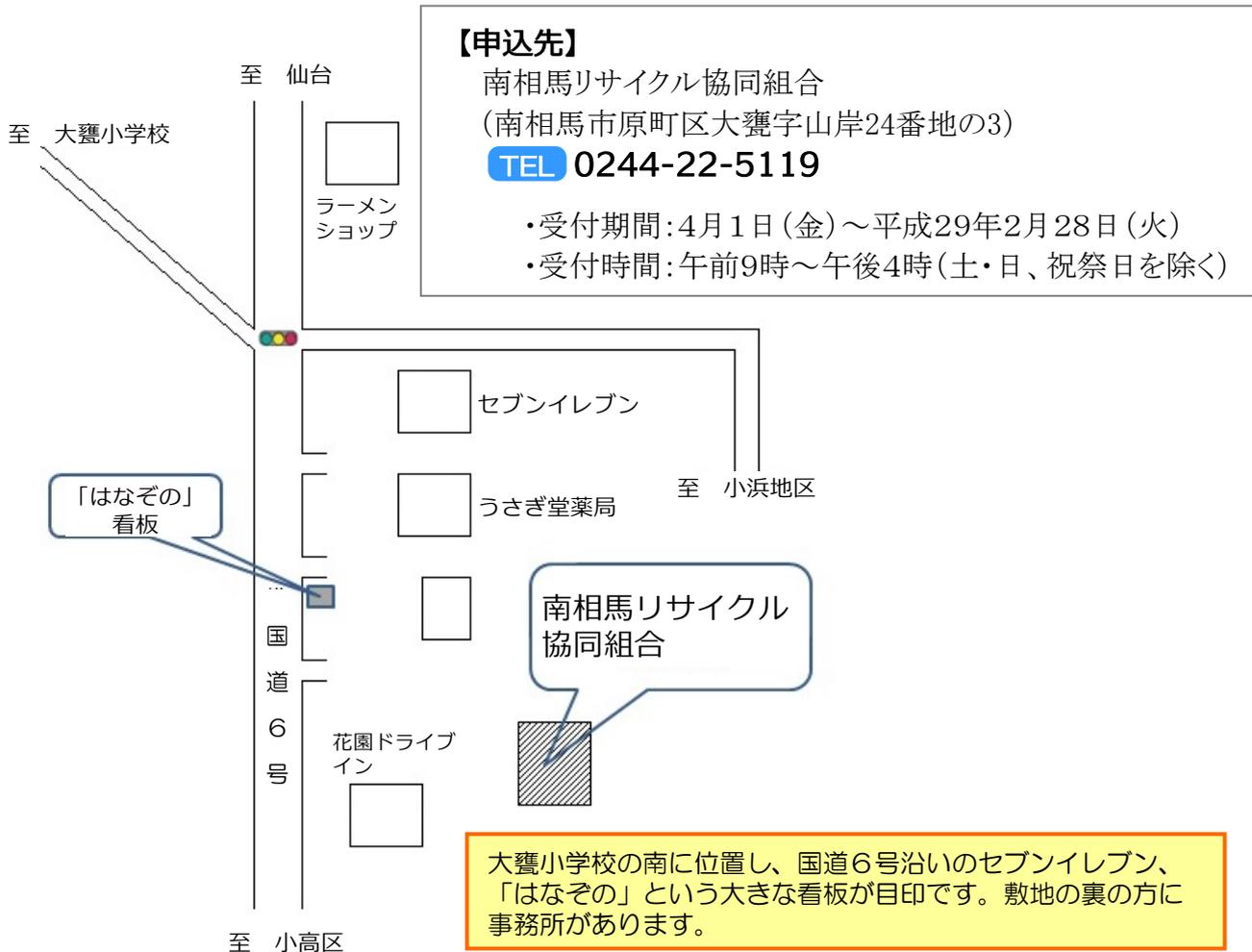
東日本大震災時に、旧警戒区域内または旧計画的避難区域内に居住していた方で、居住していた住宅を清掃し、再び居住しようとする方

※ 補助金の支給は1住宅に1回限りとします。

※ 平成27年度に清掃を実施された住宅は対象となりません。

申込先・受付期間

必要書類などを準備の上、事業者に申し込んでください。



次ページへ続きます 

申請の際に必要な書類

1. 補助金交付申請書
2. 委任状(市への補助金交付申請を業者に委任するために必要な書類)
3. 住宅の位置図(手書き可)
4. 住宅の平面図(清掃を行う部分の間取りや広さが分かるもの。手書き可)
5. 清掃前の写真
6. 清掃業者との契約書または見積書の写し
7. 印鑑(認め印も可)

※ 必要な書類は上記(1)～(7)ですが、まず、(7)印鑑を準備して南相馬リサイクル協同組合へご相談にお越してください。そこに、(1)申請書、(2)委任状、(4)平面図(間取り)記入様式、が備え付けてありますので、必要事項を記入して提出してください。

その後、清掃業者と現場立会いをしていただいて、清掃業者が(3)位置図、(5)清掃前の写真、(6)見積書を添えて書類一式を市役所へ提出する流れとなっています。

問い合わせ

生活環境課

TEL 0244-24-5231

小高区市民福祉課

TEL 0244-44-6713

鹿島区市民福祉課

TEL 0244-46-2124

市長室からこんにちは (4月1日)

4月1日HP更新

桜の咲く季節を迎え新入生が新しい校舎で学び始めます。本日から平成28年度が始まりました。別れがあり、出会いがありました。「時間は人を待たず」と言われますが、東日本大震災から5年が経ちました。5年前と同じく、今年は3月11日が金曜日で中学校の卒業式。震災のその日に卒業した子供たちも成人を迎えました。

厳しい時間を過ごしてきた新成人をはじめ若者たちは「南相馬市の復興に貢献したい」と常に前向きに力強く発言しています。今年の追悼式での式辞にも、そんな若者たちの声を引用させてもらいました。

3月21日には、真野川漁港施設の整備が完了し、開所式を行いました。また、真野小学校閉校に伴って改修を進めてきた真野交流センターも利用できるようになりますし、まもなく鹿島体育館も完成する予定です。多くの市民の皆さんに利用していただき、地域の交流と健康増進に役立てていただきたいと思います。

前述のとおり、鹿島区で続々と新しい施設が完成し、また、被災した施設の復旧が完了していますが、今年度には小高区をはじめとした避難指示区域の解除を目指して、環境整備に取り組んでいるところです。市民説明会での市民の皆さんの意見等も踏まえ、市議会や国としっかり協議をしていきます。

南相馬市は、震災以降、全国の自治体や国・県職員の皆さんにご支援をいただきながら復旧・復興事業を進めてきました。新年度を迎え、新たな職員体制となりましたが、一致団結して南相馬市の復興に向けて取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

南相馬市長 桜井勝延

簡単・便利な広報の見方 「i広報紙」と「マイ広報紙」導入

4月1日HP更新

4月1日から、スマートフォンやタブレット端末で、いつでもどこでも、簡単に広報を読むことができるよう、i広報紙を導入しました。

これは、スマートフォンのアプリをダウンロードして登録すると、広報の最新号の発行に合わせてお知らせ通知が届くもので、電子書籍と同じように広報を見ることができる無料アプリです。

また、あらかじめ登録しておくことによって、イベント情報や市からのお知らせなど、興味のある分野の新着情報も見ることができます。

i広報紙と併せて「マイ広報紙」も導入しています。i広報紙と同じく、無料で広報紙のデータを見ることができるサービスです。ぜひご利用ください。

i 広報紙の利用方法

下記の「i広報紙」ホームページにアクセスし、専用アプリをダウンロードしてください。
ダウンロードや情報の受信には、通信料が発生する場合があります。

i広報紙ホームページ <http://ikouhoushi.jp/>



※広告表示について

このアプリは、民間の広告代理店が作成したものです。アプリ閲覧中は広告が表示されますが、その内容に南相馬市は一切責任を負いません。

マイ広報紙の利用方法

パソコンやスマートフォンから下記のマイ広報紙のホームページにアクセスしてください。

マイ広報紙ホームページ <https://mykoho.jp/>

マイ広報紙

どう違う？ i 広報紙とマイ広報紙

「i広報紙とマイ広報紙、名前も似ているし、何だか分かりにくい・・・」

初めて聞いた方はそう思うかもしれません。簡単に説明すると、i広報紙はスマートフォンを使って広報紙のページそのものを見ることができるのに対し、マイ広報紙は、広報紙から記事だけを抜き取ったものを見ることができるものです。広報紙そのままのレイアウトで写真やイラストも見たいという方はi広報紙を、記事だけを読みたいという方はマイ広報紙をおすすめします。

問い合わせ

総務部 秘書課

TEL 0244-24-5221



浪江町からのお知らせ

町道北深町東住寺線 下水道復旧に伴う通行止めのお知らせ

3月29日HP更新

町道北深町東住寺線の下水道復旧工事にあたり、通行止めにして作業を行います。

通行止め期間

4月1日(金)～4月30日(土)

通行止め箇所



施工業者:(株)泉田組

問い合わせ

ふるさと再生課 下水道係

TEL 0240-34-0231

国・県義援金第2次配分追加6回目の振り込みを開始しました

4月2日HP更新

日本赤十字社・福島県などに寄せられた義援金(第2次配分追加6回目)を、受付事務の簡素化・迅速化を図るため、前回(第2次配分追加5回目)の口座に振り込みを開始しました。

※ 今回の配分についての口座変更等の受付は終了しました。

振込金額

1人当たり 10,000円 (内訳:国6,200円 県1,600円 町2,200円)

振込時期

3月24日(木)から順次振り込んでいます。

※ 振り込み通知の送付はいたしません。受取口座の通帳確認をお願いします。

対象

平成23年3月11日時点で浪江町に居住していた方(第2次配分追加5回目を受け取りの方)

※ 平成28年2月1日を基準日とする

※ 基準日までに出生され浪江町に住民票のあるお子さんは対象

※ 平成28年1月31日までに亡くなられた方は対象外

問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0243-62-4737

平成27年度 浪江町住民意向調査(復興庁・福島県・浪江町共催)の
調査結果

3月30日HP更新

浪江町の住民を対象とした住民意向調査の調査結果が復興庁から示されましたので、お知らせします。

この調査は、原発事故による避難者などに対する住民意向調査として、それぞれの市町村、福島県および復興庁の共催で順次実施されています。

調査の概要

1. 調査対象:世帯の代表者 9,537世帯
2. 調査時期:平成27年9月9日(水)～9月25日(金)
3. 調査方法:郵送配布、郵送回収
4. 回収数:5,703人(回収率59.8%)

**「浪江町住民意向調査
調査結果(速報版)」を
添付しました。**

※浪江町の世帯のみ

問い合わせ

復興推進課 復興企画係

TEL 0243-62-4731

浪江町地域スポーツセンターが完成

3月末、浪江町地域スポーツセンターが完成しました。バスケットボールコートが2面とれるメインアリーナと、電動式の観客席（494席）も備えたサブアリーナがあります。

平成23年、完成まであと2週間というときに東日本大震災に襲われましたが、建物の構造はほとんど被害を受けませんでした。

帰町が叶った際、当初の目的通り皆さんが集う公共施設として使用できるよう、設備の修復と完成に向けた工事を進めてきたものです。

なお、内部の備品は今年度中に整備する予定です。





双葉町からのお知らせ

平成28年度町税の免除・減免に関するお知らせ

4月5日HP更新

双葉町では、東日本大震災および原子力災害の被害を受けた納税義務者などの納付すべき平成28年度の各税目について、次のとおり免除・減免します。

対象税目

町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

免除・減免の内容

●個人町民税

	内 容	減免の割合
平成27年中の 合計所得金額	500万円以下	全額
	500万円超750万円以下	2分の1
	750万円超1,000万円以下	4分の1
	1,000万円超	10分の1
居住住宅の 損壊の程度	全壊または大規模半壊	10分の10
	半壊	10分の5

※上記のうち、2つ以上に該当する場合は、減免割合の大きいものを適用

●法人町民税

東日本大震災および原子力災害により休業などになった法人について、休業届の提出があった法人(平成28年1月から12月までに決算期を迎える法人に限る)

…均等割相当額の全額減免

●固定資産税

- ・土地、家屋に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額免除
- ・償却資産に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額減免

●軽自動車税

平成28年4月1日現在で、避難指示区域に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車…全額減免

●国民健康保険税

被保険者全世帯…全額減免

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0246-84-5204



川内村からのお知らせ

若者定住促進住宅入居者募集(沢住宅2戸、坂シ内住宅1戸)

3月30日HP更新

村では、若者定住住宅(木造・階数2階)2LDK(62.4㎡)3戸の入居者を募集します。

入居募集住宅

①若者定住促進住宅(沢住宅)(ペット不可)

所在地:川内村大字上川内字沢26-1

構造:木造(階数2階)2LDK(62.4㎡)

募集戸数:2戸

②若者定住促進住宅(坂シ内住宅)(ペット不可)

所在地:川内村大字下川内字坂シ内15-1

構造:木造(階数2階)2LDK(62.4㎡)

募集戸数:1戸

使用料金

35,000円(減免あり)

敷金:家賃の3カ月分

申込期限

4月15日(金)

- ・入居条件:村内に定住する意思のある方
- ・入居申し込み時における年齢が満40歳未満の方(世帯主および生計中心者)
- ・現に住宅事情に困窮していることが明らかな方
- ・市町村税を滞納していない方
- ・過去、村営住宅等に入居していた者にあつては、未納家賃など当該村営住宅の使用料に係る債務がない方
- ・過去、不法行為などにより村営住宅などから退去させられたことがない方
- ・本人または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団でない方

※ 申し込み用紙は、川内村役場建設課土木係に準備してあります。申し込み時には、下記の各証明書を取得し提出してください。

・入居者全員の所得証明書 ・入居者全員の住民票 ・入居者全員の納税証明書

※ 申し込み多数の時は、抽選により入居者を決定します。

[問い合わせ](#)

建設課 土木係

TEL 0240-38-2117

被災証明書の交付について

4月1日HP更新

このたび、被災証明書をカード化することになりました。
カード型の被災証明書の発行を希望する方は、役場窓口または郵便で請求してください。
また、従来の被災証明書も引き続き使用は可能です。

役場窓口で請求する場合に必要なもの

- ・印鑑
- ・窓口にきた方の本人確認できるもの
- ・委任状(本人および同一世帯員以外の方が請求する場合)

郵送で請求する場合に必要なもの

- ・被災証明書交付請求書
様式は川内村ホームページからダウンロードできます。
任意様式でも可能ですが、①～③の事項を記入してください。
- ① 請求者の氏名、住所、生年月日、日中連絡がとれる電話番号
- ② 必要な方の氏名、住所、避難先住所または現住所
- ③ 請求者の本人確認ができるもののコピー
- ④ 委任状(本人および同一世帯員以外の方が請求する場合)

問い合わせ

住民課

TEL 0240-38-2113

川内村長選挙

三条市での不在者投票は4月8日(金)～15日(金)

※4月9日(土)・10日(日)は投票できません。

- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所三条庁舎3階)



証明書の開封や投票用紙への事前記入は
絶対にしないでください。
投票ができなくなります。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種について

平成28年度の高齢者肺炎球菌感染症予防接種が始まりました。

肺炎球菌は、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあり、肺炎球菌ワクチンの接種は重症化を防ぐ効果があります。

◎この予防接種は、今までこのワクチンを接種したことがない65歳以上の方を対象に、平成30年度までの間に1人1回接種の機会を設けています。対象となる年度においてのみ助成対象となります。予防接種をしていない方は、忘れずに接種してください。

接種期限

平成29年3月31日

対象

平成29年4月1日時点で次の年齢に該当する方(ただし、過去に接種を受けた方は対象外)

(1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方

65歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生	85歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生	90歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
75歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生	95歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生
80歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生	100歳	大正5年4月2日生～大正6年4月1日生

(2) 接種日現在、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害者手帳1級(心臓、じん臓もしくは呼吸器)相当の障害のある方

接種回数

1回

自己負担金

4,640円(ワクチン相当額)を医療機関窓口でお支払いください。

※ 生活保護世帯の方は無料です。被保護者証明書を医療機関窓口で提示してください。

実施医療機関

三条市や新潟県と契約した予防接種委託医療機関

予防接種を希望する方は、事前に下記まで必ずご連絡ください。

問い合わせ

三条市役所 健康づくり課 健診係

TEL 0256-34-5443 (直通)

一時帰宅支援バスについて (南相馬市)

今年度1回目の一時帰宅支援バスの運行が決定しました。

三条市での避難生活が6年目を迎えました。

避難生活の長期化に伴い、人の住まない家とその周辺は加速的に荒廃し続けています。

このような現状の中で、少しでも、家を片付け、家周りの伸びた雑草と樹木を刈り取るなどとして、帰還に向けた活気を高めるために、一時帰宅をしませんか。

今回(通算7回目)も、新潟県内のボランティア、三条市役所職員、三条市社会福祉協議会職員、ひばりボランティアが同行しての一時帰宅です。

大型バスでの移動になりますので、行き帰りの車内はゆったりできると思います。また、多少の荷物の持ち帰りも可能です(要相談)。

現地ボランティアをお願いして、家の片付けなどをお考えの方は、ひばりでボランティア依頼のお手伝いをいたしますので、参加申し込みの際にお申し出ください。

今後も、一時帰宅支援を継続する予定ですので、ご意見・ご要望がありましたらお寄せください。

日 時 **5月21日** **土** 午前4時出発予定
(詳しい日程は後日発表)

集合場所 三条市総合福祉センター

応募締切 **4月22日(金) 正午**

※浪江町・双葉町・富岡町・川内村などへも、一時帰宅支援を行います。
詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ・申し込み
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				7日	8日	9日
				ひばり休み 浜通り配布		
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
ひばり休み	ひばり 午後休み	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
		ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2016.4.6現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	30	68
原町区	5	8
南相馬市 計	35	76
浪江町	7	18
双葉町	4	7
富岡町	1	1
川内村	1	3
いわき市	1	5
郡山市	5	12
合計	54	122

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511